社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役となる者の独立性を担保し、もって健全なコーポレートガバナンス体制を確立するため、社外取締役の独立性基準を次のとおり定めます。当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役が、次の項目のいずれにも該当しないと確認される場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

1. 当社業務執行者

当社および当社子会社(以下、併せて「当社グループ」という。)の業務執行者

- 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、及び 使用人等をいう。

2. 主要取引関係者

- (1) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
- 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度における当社グループの年間連結取扱高の2%を超える額の支払いを当社グループに対し行った者をいう。
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社から支払を受けた者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該支払の合計額が、直近事業年度において年間1千万円を超える者をいい、当社から支払を受けた者が法人、組合等の団体の場合は、当社グループから受け取った当該支払の合計額が、直近事業年度において当該団体の年間連結売上高もしくは年間総収入額の2%または1千万円のいずれか高い方の額を超える者をいう。なお、その者が連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、当該団体の年間単体売上高を基準とする。
- (3) 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者
- 「当社グループの主要な借入先」とは、当社グループの借入額が、当社の直近事業年度末における当社グループの連結総資産の2%を超える借入先をいう。

3. 専門的サービス提供者

- (1) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- 「多額の金銭その他の財産」とは、財産を得ている者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、直近事業年度において年間1千万円を超えるときをいい、財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合は、当社グループから受け取った当該財産の合計額が、直近事業年度において当該団体の年間連結売上高もしくは年間総収入額の2%または1千万円のいずれか高い方の額を超えるときをいう。なお、当該団体が連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、当該団体の年間単体売上高を基準とする。
- (2) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- 4. 議決権保有者
- (1) 当社総議決権の 10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- (2) 当社グループが総議決権の 10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- 5. 寄付又は助成を受けている者

当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の 業務執行者

- 「多額の寄付又は助成」とは、直近事業年度において年間1千万円以上の寄付又は助成をいう。

- 6. 過去該当者
- (1) 上記1に過去10年間において該当していた者
- (2) 上記2ないし5に過去3年間において該当していた者

7. 近親者

上記1ないし6のいずれかに該当する者(重要な者に該当しない場合を除く。)の者の配偶者 又は二親等以内の親族

- 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部門責任者等の重要な業務を執行する従業員ならびに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

以上

株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがな いものと判断する軽微基準

当社は、社外取締役が以下に定める者に該当する場合、当該社外取締役の属性情報に係る該当状況についての記載および概要の説明を省略しています。

「取引」について

直近事業年度における当社と取引先との間の年間取引額の合計が1千万円以下の場合の当該取引先又はその業務執行者

以上